



Japan Writing Instruments
Manufacturers Association

日本筆記具工業会ニュース

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 2-30-6
TEL 03-3891-6161 FAX 03-3802-9692

発行：日本筆記具工業会 広報委員会 平成 16 年 1 月 1 日 009 号



情報交換や協力体制の構築がますます望まれます

新年あけましておめでとうございます。2004 年の幕開けに際しまして一言ご挨拶申し上げます。

思い起こせば 2003 年は、イラク戦争や新型肺炎 SARS による社会への不安と経済への深刻な影響の懸念からスタートした年でした。国内経済全体を見ましても、長引く景気低迷の中、物価は依然下落が続いており、期待された個人消費も所得減や医療費の個人負担引き上げなど可処分所得の圧迫により伸びず、結局デフレから抜け出せないままの状況が続きました。

業界の動きについては、昨年平成 14 年商業統計の発表がありました。これを見ますと文具業界では 5 年前と比べて小売店が 25% も廃業されており、年間販売額も 19.5% 減少したという厳しい結果が掲載されていました。長引く景気の低迷に加え、通販など流通の変化、また海外廉価品による価格の下落などの影響は大きいと思われまます。

先般、喫煙具であるライター業界の報告を拝見しました。100 円ライターが発売されたのが昭和 45、46 年頃で、これが爆発的に売れ出したのが 51 年頃だったそうです。当時のライター業界はいわゆる輸出産業で、日本製ライターは世界のトップシェアを誇っていました。その後、円高や禁煙運動など逆風もあったようですが、最も大打撃を被ったのが韓国・中国からの廉価品の流入で、特に中国からのそれは圧倒的だったそうです。

当初、中国製ライターは日本製に比べると技術的にも劣る部分が多く、中国ではたいしたものではないだろうとタカをくくっていたようです。ところがここ 5 年ほどの間に国内で流通している 100 円ライター 5 億 8 千万個のうち半分は中国製になってしまったのです。筆記具も経緯として非常に似たところがあるため、背筋が寒くなる思いがします。おそらく筆記具業界における中国の攻勢は、これからもっと脅威になってくるでしょう。

私たちとしては常に新しい機能や新しい付加価値を持った商品づくりを推進し、その新しい商品を高価格で売る努力が必要だと思えます。そして、今後更に重要となってくるのがそれらの知的財産権を守るための活動で、模倣品対策等業界内での情報交換や協力体制の構築がますます望まれることとなります。

これら海外からの模倣品や廉価品に関しては、業界全体で対応を検討していかなければならないことが今後多く出てくると思えます。これらの問題に対しても日本筆記具工業会が少なからずお役に立てるよう努力していきたいと存じます。

最後になりましたが、本年も倍旧のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

日本筆記具工業会 会長 西村貞一

講演会、懇親会で結束を新たにしました。

平成 15 年 12 月 9 日 午後 5 時から / 上野精養軒にて



日本筆記具工業会は 12 月 9 日、上野精養軒で講演会を開催しました。講師は、キャスター・エッセイストとしてテレビ・雑誌・執筆とマスコミで幅広く活躍中の福島敦子さん。主題は「私の取材手帳から 時代のキーワードはコミュニケーション」でした。約 80 名の会員が受講しました。

福島さんはこの日、プロ野球選手といったスポーツ選手や NTT ドコモ、本田技研工業、伊藤忠商事、島津製作所などの企業トップとのインタビューや対談などで得た談話や信条について、さわやかで美しい語り口でお話をいただきました。また、この IT 社会にあって、ホンネで語り合うマンツーマンのコミュニケーションの大切さをいろいろなエピソードから紹介くださいました。手書き文化を守る本工業会にとっては、とても勇気付けられるお話でした。講演の後、福島さんの快諾をいただいて全員で記念撮影を行い、2003 年の思い出を締めくくりました。

引き続き懇親会に移りました。来賓に経済産業省様、(財)日本文化用品安全試験所様、(社)全日本文具協会様をお迎えし、多数の文具専門紙誌様を加え、総勢 80 名が出席。小川洋平筆頭副会長の開会挨拶に続き、西村貞一会長の挨拶で祝杯をあげました。歓談の半ば、講演いただいた福島敦子さんの著書「ききわけの悪い経営者が成功する」(毎日新聞社)とサイン色紙を、抽選で 10 名の会員にプレゼントしました。文字通り懇親を深めた 2 時間でした。

<委員会・部会報告> 平成 15 年 10 月～12 月

総務委員会(委員長：中村彰副会長) 12.2

本工業会年会費改定案について。剰余金が計上できる予定から会費改定(値下げ)を審議した。結果、年会費は改定せず、割引制度を導入する案で合意され、これを理事会に答申することにした。

(鉛筆組合に対する)事務委託費の調整を行った。

講演会・年末懇親会の進行について

グリーン購入法適合品調査について。

下請代金支払遅延等防止法の一部が改正される旨の報告があった。

中国文具製造業調査書の概要説明を行った。

流通委員会(委員長：堀江圭馬副会長) 11.6

消費税総額表示への移行について対応を審議している流通小委員会は、11 月 6 日と 12 月 9 日に引き続き委員会をもった。その中で、製品カタログ表示の当該記載に関する最終確認を行った。また、総額表示の対応状況について情報交換を行った。

<同委員会>12.15

消費税の総額表示について

(1)荒井宏明委員より工業会各メーカーの総額表示に対する対応状況について報告を行った。主な内容は 商品及びパッケージ価格表示 カタログ等の価格表示 消費者への対応 付属什器の価格表示 現状在庫の対応について。

(2)山田壮佑副委員長より公正取引委員会「総額表示方式」実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関するQ & Aについて説明をした。

優越的地位の濫用及び下請法等に触れる問題としては、・仕入価格の引下げ ・納品伝表記載価格の内税化の要請 ・仕入価格の端数切捨て ・値札価格の内税化の要請 ・値札付替えのための従業員派遣要請 ・仕入価格の値引き、等について説明があった。

「表示」に関する問題としては、・税抜きレジシステムを用いる場合 ・強調表示 ・税抜き価格での広告表示 ・メーカー希望小売価格の表示、等への対応について説明があった。

公正取引委員会では質問の窓口を設けて対応しているので、各社の状況判断については、問合せを推奨する。(窓口)公正取引委員会 企業取引課
Tel 03-3581-3373 fax03-3581-1948

喫煙具協会との交流について

中国製廉価品への対処を考える上で、使い捨てライター問題に詳しい(社)日本喫煙具協会を10月24日に訪問、同協会の仲野純一専務理事に面談した。使い捨てライターの7割強が中国からの輸入で占められ、国内メーカーも厳しい状況に陥っている様子の報告があった。

お客様相談窓口連絡会の活動について
神田部会長より、以下の点について報告があった。
(1)不当景品類及び不当表示防止法に一部改正の討議内容について。
(2)お客様対応ガイドラインについて。
(3)リフィルの互換性について、油性ボールペン、ゲルボールペンについて調査を実施した。更に内容の確認を技術委員会に依頼した。この依頼結果に基づき正式な互換表とし発行する予定である。

<お客様相談窓口連絡会> 12.4 (神田勇部会長)

不当景品類及び不当表示防止法に一部改正について、12月2日に行われた説明会資料に基づき、その内容の報告及びお客様相談担当としての考え方について討議を実施した。

お客様対応ガイドラインについて、その大枠について討議を実施。今後更に議論を進め、共有できる部分、参考にできる部分についてその標準化を指向する。

技術委員会(委員長:数原英一郎副会長)

<鉛筆、色鉛筆及びそのしん JIS/ISO 部会>10.15
(西本洋二部会長)

JIS S 6006「鉛筆、色鉛筆及びそれらに用いるしん」5年見直しについて。2005年改正について協議を行った結果、画線用紙の選定、ブルースケールの進展状況、他部会のJIS改正の優先度の点

から、全ての項目が明らかになってから改正すべきである、との統一見解に達し、2005年改正申請は先送りすることにした。

レコード式画線機について。開発・製作中のレコード式画線機は予定通り進行しており、11月第1週に中小企業組合等活路開拓事業の第2回本委員会を開催し、中間報告を行う。

<シャープペンシル・しん JIS/ISO 部会> 10.15
(西本洋二部会長)

JIS S 6005「シャープペンシル用しん」5年見直しについて。2005年改正について協議を行った結果、事前調査票は提出しないことにした。画線機、画線用紙の問題を含め、鉛筆部会と歩調を合わせ、2005年改正申請は先送りすることにした。

新JISマーク制度について。西本部会長より「新JISマーク制度」についての説明があった。(別記資料参照)

<同部会>12.17

新レコード式画線機プロトタイプを披露。(鉛筆組合の)中小企業団体中央会活路開拓事業の助成金を受けて開発を進めていた新レコード式画線機がほぼ完成し、製作にあたった(株)デイシーより実機を持ちこみ実演披露した。シャープ芯画線ユニットの使用により、シャープ芯では困難であったJIS条件での10m筆記や上質紙・トレーシングペーパーなどの紙での評価が可能である事が示された。また、将来に対する備えとして装備した筆記時の摩擦トルクPC取りこみ、および波形解析の実演も行われた。これに対し、活発な質疑応答が有り、新レコード式画線機がほぼ期待どおりの仕上がりで有る事が確認された。

JIS S6005,S6006(鉛筆・色鉛筆等/シャープペンシル等)の5年見直しについて。

前回までの両部会の結論として、2005年に改正は行わず、確認作業を行うという意思表示を事務局が行った旨の報告があった。

新JISマーク制度について。
登録認証機関を目指す機関に対する説明会(平成15年11月12日)に、西本部会長と塩井委員が出席。新JISマーク制度の進展状況について、このときに配付された資料を用いて説明した。(別記資料参照)

<ボールペン JIS / ISO 部会>10.16
(西本洋二部会長)

耐光性試験に関連するJIS規格改正の動向について。標準部会消費生活技術専門委員会において、「L0804:変退色用グレースケール」「L0841:日光に対する染色堅ろう度試験方法」等のJIS規格改

正が検討されることになることが明らかになった。耐光性試験に影響を与える可能性があるので、今後の動向を注視することにした。

<同部会>(11.7)

油性・水性ボールペンリフィルの互換性調査。10月末までに各社で実施した標記調査結果が「油性、水性リフィル各社互換性調査」(03.11.07付)にまとめられ配布し、確認作業に入った。

10月29日、欧州筆記具工業会技術小委員会(EWIMA Technical Subcommittee Meeting)がフランクフルトで開催され、塩井恵子(サクラクレパス)委員が出席した。

<マーキングペン JIS / ISO 部会> 10.16

(長島功典部会長)

JIS S 6037「マーキングペン」5年見直しについて。規格改正にむけて概要調査書を10月末までに規格協会へ提出することにした。

耐光性試験に関連する JIS 規格改正の動向について西本部会員より説明があった。

ISO 規格定期見直し投票結果のうち、ISO 11540(安全キャップ)についての報告。スウェーデンは現行「14歳以下」を対象とするのではなく「3歳から14歳」を対象とするよう主張している。12月末までには最終決定が出る予定。

<知的財産部会> 12.5

(長岡隆一郎部会長)

15年度第3回全文協との合同部会 下記事項につき、報告と討議等を行った。

模倣品対策プロジェクト

活動状況の報告 ・ワーキンググループ別に、今後の進め方を討議、まとめを報告した。

関連活動報告

国際知的財産保護フォラム活動状況

・第1プロジェクト「中国官民合同ミッション及び提言のフォローアップ」。

・第3プロジェクト「税関における模倣品の水際取締」。

・偽ブランド協議会「偽ブランド品から消費者を保護するための対策」成果報告。

日経 BP 社による取材 日経デザイン 2004年1月号 知財特集記事の一環。

国が推進する「新たな適合性評価制度」における「新 JIS マーク制度」について、その概要を別紙で特集しました。お役立てください。

ゲルインキボールペンの JIS 化について

「ゲルインキボールペン」JIS 原案作成委員会は、7回の分科会を開催し、JIS 原案をほぼ完成させた。特に留意した点は、ゲルインキの定義、太さの区分とボール直径の関係、太さの区分に対応した筆記距離、互換性をもたせる場合のリフィルの形状・寸法、である。

「ゲルインキボールペン」に関して、平成16年度「国際規格適正化」新規事業調査表を提出した。これは、新規に制定する「ゲルインキボールペン JIS」をベースに、日本が主導して ISO 規格として国際提案するものである。

JWIMA 西村貞一会長 藍綬褒章受章

平成15年秋の褒章受章者が昨年末に発表になり日本筆記具工業会の西村貞一会長(株)サクラクレパス社長が藍綬褒章の栄に浴されました。

西村会長は昭和20年6月16日生まれ。昭和43年慶大商学部卒後コクヨ入社、46年3月にサクラクレパス入社、56年2月に代表取締役社長に就任し、平成15年5月に本工業会の会長に就任されました。その他、業界公職では全日本文具協会副会長、大阪文具工業連盟理事長、日本絵具クレヨン工業協同組合理事長。また、大阪商工会議所常議員、大阪日米協会会長、日本青少年ペンフレンドクラブ協会近畿地区本部長などを務めておられます。おめでとうございます。

お知らせ

「不当景品類及び不当表示防止法」の一部が昨年末に改正され、本工業会は西村会長からの第一報を受け、12月2日、健保会館で(社)全日本文具協会と合同で会員向け説明会を実施しました。約80名の会員・担当者が出席しました。

事務局は「中国貿易統計2002」「独欧の筆記具統計2002」を発行しました。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

万年筆・シャープペンシル・ペン先の製造業、ボールペン・マーキングペンの製造業に適用されている中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る「特定業種」の指定が改めて本年3月末日まで延長されました。「特定業種」に指定されずと、金融機関から借入をする際に信用保証協会の「特例保証」を受けられます。特例保証を含む保険限度額は、普通保険4億円、無担保保険1億6千万円、特別小口保険2,500万円です。(お問い合わせは事務局まで)